

第76期 | 定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

2021年12月17日(金曜日)午前10時

■ 開催場所

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号

鉄鋼会館 8階会議室

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目次

第76期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	10
計算書類	26
監査報告書	39

 扶桑電通株式会社

証券コード：7505

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役
1名選任の件

新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、株主の皆様におかれましては、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

議決権行使期限

2021年12月16日(木曜日)午後5時40分まで

議決権行使に際しましては、3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

株 主 各 位

(証券コード7505)
2021年11月26日

東京都中央区築地五丁目4番18号
扶桑電通株式会社
代表取締役社長 有 富 英 治

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、株主の皆様におかれましては、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

書面またはインターネットにより議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月16日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2021年12月16日（木曜日）午後5時40分までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1	日 時	2021年12月17日（金曜日）午前10時
2	場 所	東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 鉄鋼会館 8階会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3	目 的 事 項	報告事項 第76期（2020年10月1日から2021年9月30日まで） 事業報告および計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
3. 添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fusodentsu.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

株主の皆様へのお願い

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ◆ ご来場の株主様は、株主総会開催日時点でのご自身の健康状態に十分ご留意いただき、ご来場される場合はマスクのご着用をお願い申し上げます。また、株主総会会場受付で検温およびアルコール消毒の実施を予定しております。
- ◆ 株主様の安全を第一に考え、発熱があると認められる方（体温が37.5度以上の方）や体調が優れないと見受けられる方には、株主総会会場への入場をお断りさせていただく可能性がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 株主総会会場の座席数は間隔を空けた配置とさせていただきます。そのため、株主総会当日にご来場された株主様に十分なお席をご用意できない場合がございます。

株主総会当日の運営について

- ◆ 当社役員および株主総会運営スタッフは当日に検温を行い、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ◆ 株主総会の運営について重要な変更等が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fusodentsu.co.jp/>) にてご案内いたします。株主の皆様におかれましては、最新の情報をご確認くださいようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

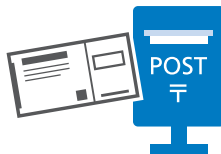


株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年12月17日(金曜日)
午前10時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年12月16日(木曜日)
午後5時40分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年12月16日(木曜日)
午後5時40分入力完了分まで

※2021年11月27日(土)午前5時から2021年11月29日(月)午前5時までは、三井住友信託銀行のメンテナンス作業のため、「スマート行使ウェブサイト」および「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

○●●●●○

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号議案

- ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対する場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者を「賛」の欄に○印をし、反対する場合：反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対する場合：「否」の欄に○印

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

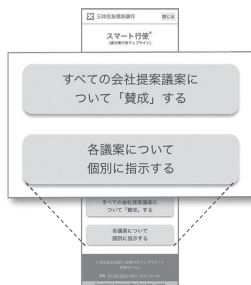
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

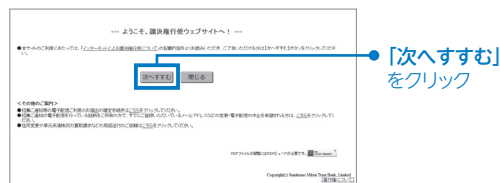
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

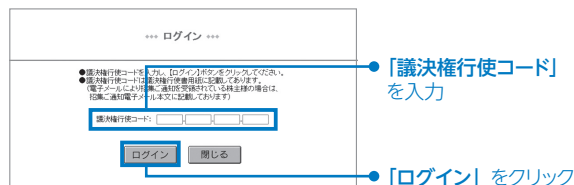
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

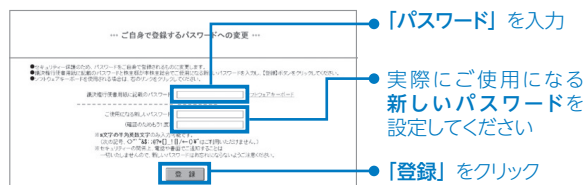
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

※2021年11月27日(土)午前5時から2021年11月29日(月)午前5時まで、三井住友信託銀行のメンテナンス作業のため、「スマート行使ウェブサイト」および「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号: **0120-652-031** (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	ありとみ えい じ 有 富 英 治 再任	代表取締役社長社長執行役員	13回／13回 (100%)
2	おおにし まさ ずみ 大 西 正 純 再任	取締役専務執行役員ビジネス統轄本部長	13回／13回 (100%)
3	かねまつ りょう いち 兼 松 良 一 新任	執行役員 I T戦略統括部長兼企画部長	一回／一回 (一%)

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p style="text-align: center;">再生</p> <p style="text-align: center;">あり とみ えい じ 有 富 英 治 1958年10月30日生</p>	<p>1982年4月 当社入社</p> <p>2005年10月 当社ソリューション営業本部第一販売統括部第二販売部長</p> <p>2007年10月 当社北海道支店長代理</p> <p>2008年12月 当社北海道支店長</p> <p>2010年12月 当社執行役員ソリューション営業本部長</p> <p>2012年12月 当社取締役執行役員ネットワーク営業本部長就任</p> <p>2014年12月 当社取締役執行役員東京営業本部長就任</p> <p>2015年12月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画室長兼情報システム部長就任</p> <p>2017年10月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画室長就任</p> <p>2017年12月 当社取締役専務執行役員管理本部長兼経営企画室長就任</p> <p>2018年10月 当社取締役専務執行役員管理本部長就任</p> <p>2018年12月 当社代表取締役社長社長執行役員管理本部長就任</p> <p>2019年12月 当社代表取締役社長社長執行役員就任（現任）</p>	33,800株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>有富英治氏は、当社の取締役ネットワーク営業本部長・東京営業本部長・管理本部長、代表取締役社長を歴任し、当社を取り巻く事業環境の変化に応じた経営責任者としての豊富な経験と実績を有しております。また当社の持続的な成長を実現するため、経営基盤の強化および経営の適正化に取り組み、企業価値向上に貢献しております。当社は、同氏が経営全般における実績と高度な知見を活かすことにより、当社のさらなる発展を推進していくことができることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	<div data-bbox="234 430 302 468" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div data-bbox="234 476 461 567" style="text-align: center;"> <small>おおにしまさずみ</small> 大西正純 1956年1月12日生 </div>	1978年4月 当社入社 2004年12月 当社姫路営業所長 2008年4月 当社四国支店長代理 2008年12月 当社四国支店長 2010年12月 当社執行役員関西支店長 2012年12月 当社取締役執行役員関西支店長就任 2015年12月 当社取締役常務執行役員営業統轄副本部長（東地区担当）兼東京営業本部長就任 2016年12月 当社取締役常務執行役員営業統轄副本部長兼東京営業本部長兼公共ソリューション販売統括部長就任 2017年12月 当社取締役専務執行役員営業統轄本部長兼東京営業本部長兼公共ソリューション販売統括部長就任 2019年4月 当社取締役専務執行役員営業統轄本部長兼東京営業本部長就任 2020年10月 当社取締役専務執行役員ビジネス統轄本部長就任（現任）	35,000株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>大西正純氏は、営業部門等の多岐にわたる業務に携わり、当社の営業所長、支店長等で培った豊富な経験・実績により執行役員として当社の業務執行にあたり、さらに取締役として関西支店長、営業統轄本部長兼東京営業本部長兼公共ソリューション販売統括部長、ビジネス統轄本部長を歴任し、当社の経営を担っております。当社は、同氏がその豊富な業務経験と経営に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	<p>新任</p> <p>かね まつ りょう いち 兼 松 良 一 1959年8月5日生</p>	<p>1980年4月 当社入社</p> <p>2010年11月 当社サポートサービス本部システム統括部ソリューションサービス部長</p> <p>2012年10月 当社サポートサービス本部システム統括部長代理兼ソリューションサービス部長</p> <p>2015年4月 当社サポートサービス本部システム統括部長</p> <p>2019年10月 当社 I T 戦略統括部長兼企画部長</p> <p>2020年12月 当社執行役員 I T 戦略統括部長兼企画部長（現在に至る）</p>	9,200株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>兼松良一氏は、システム部門等の多岐にわたる業務に携わり、当社のサポートサービス本部システム統括部ソリューションサービス部長、システム統括部長、I T 戦略統括部長兼企画部長で培った豊富な経験・実績により執行役員 I T 戦略統括部長兼企画部長として当社の業務執行にあたり、その職責を果たしております。当社は、同氏が豊富な業務経験と当社の事業に関する幅広い知見を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の所有する当社株式数は、当該株式分割後の株式数としております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
<p>新任</p> <p>にのみやまりこ 二宮麻里子 1967年10月27日生</p> <p>社外 独立</p>	<p>2001年10月 弁護士登録（東京弁護士会）</p> <p>2001年10月 隼国際法律事務所（現隼あすか法律事務所）入所</p> <p>2003年10月 東京あおば法律事務所（現今村記念法律事務所）入所</p> <p>2010年10月 つばさ法律事務所入所（現任）</p> <p>2015年1月 株式会社長大監査役</p> <p>2019年6月 森川産業株式会社取締役（現任）</p> <p>2021年10月 人・夢・技術グループ株式会社取締役（監査等委員）（現任）</p>	<p>一株</p>

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

二宮麻里子氏は、長年にわたり弁護士として培われた専門的知識および企業法務に関する豊富な経験等を有しております。当社は、同氏の経験等を活かし、客観的・中立的立場から当社の監査・監督機能等の一層の強化に反映していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 二宮麻里子氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、二宮麻里子氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

4. 二宮麻里子氏は、社外取締役、社外監査役または監査等委員である社外取締役となること以外の方法で、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、上記の「社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」欄に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

5. 当社は、二宮麻里子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。二宮麻里子氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、積極的な財政・金融政策などに支えられ、コロナ禍から大きく落ち込んだ経済の回復過程にありましたが、度重なる緊急事態宣言の発令による経済活動への制約などにより回復の度合いは限定されたものとなりました。また、新興国におけるワクチン接種の状況などを要因としたサプライチェーンの停滞や新型コロナウイルス感染症の今後の状況など、先行きについて当面は注視が必要な状況が継続すると考えております。

当社が位置するICT業界においては、業務効率化や生産性向上を目的とした情報システムの拡充、IT技術の活用によりビジネスモデルを変革するDX推進などを背景に、コロナ禍による社会変化も相まって、ソフトウェア関連投資は堅調に推移しております。また、気候変動リスクへの備えとして、防災・減災の情報システム整備に関するニーズも高まっております。

このような環境の中、お客様のICTソリューションパートナーとして、経営ビジョン“ココロ踊る未来を創造するICTデザインパートナー”の実現を目指し、中期経営計画「FuSodentsuVision2021 (FSV2021)」の最終年度として、業務推進と業績目標の達成に努めてまいりました。

当期における主な活動といたしましては、EncycloWMS（倉庫管理システム）の販売開始やEncycloBistron（飲食店向けオーダーエントリーPOSソリューション）におけるクラウド開発や販売促進など、自社ノウハウを活用したパッケージソフト製品の強化に努めてまいりました。また、地方自治体や官庁などの社会インフラビジネスにおいて、防災・減災の情報システム整備に関するニーズに対し、当社全国拠点網による取り組みが好調に推移したことが、今期の増収増益の大きな要因となりました。経営基盤の強化においては、階層別研修の充実やダイバーシティの推進、テレワークなどの働き方改革や健康経営に取り組んでまいりました。

その結果、当期の受注高は40,080百万円（前年同期比7.5%減）、売上高は43,386百万円（前年同期比7.5%増）となりました。利益につきましては、売上高の増加により、営業利益1,521百万円（前年同期比61.2%増）、経常利益1,657百万円（前年同期比52.1%増）、当期純利益1,108百万円（前年同期比56.9%増）となり、全ての指標で中期経営計画を上回る結果となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。なお、従来の「通信機器部門」を「ネットワーク部門」に、「電子機器部門」を「ソリューション部門」に、「OA機器部門」を「オフィス部門」に、「保守部門」を「サービス部門」にそれぞれ名称を変更しております。

(ネットワーク部門)

ネットワーク部門は、地方自治体や官庁といった公共セクターの防災・減災を目的としたデジタル化ニーズに対する取り組みが好調に推移したことなどから、売上高は15,506百万円（前年同期比16.6%増）となりました。

(ソリューション部門)

ソリューション部門は、自動車販売店向けシステムの更新案件やヘルスケアビジネス、地方自治体における部局システムやGIGAスクール対応などが好調に推移したことなどから、売上高は13,993百万円（前年同期比3.7%増）となりました。

(オフィス部門)

オフィス部門は、地方自治体や官庁におけるネットワーク機器の販売が好調に推移したものの、各種サーバー機器の販売低調により、売上高は5,764百万円（前年同期比0.1%減）となりました。

(サービス部門)

サービス部門は、ソフトウェアサポートサービスやサポートデスクサービスが好調に推移したことなどにより、売上高は8,121百万円（前年同期比4.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、246百万円であります。

その主なものは、事務合理化および営業支援のための情報設備拡充に対する投資であります。

(3) 資金調達の状況

当期は金融機関からの経常的な資金調達以外に特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による社会変化が続いている中で、IT技術の活用によりビジネスモデルを変革するDX推進などを背景に、業務効率化や生産性向上を目的とした情報システムの拡充などの戦略的IT投資は堅調に推移しております。また、気候変動リスクへの対応として、防災・減災の情報システム整備に関するニーズの高まりなど、お客様の要求を的確に実現できる提案力・技術力が重要であることから、引き続き最大の資産である人材育成に注力するとともに、以下に掲げる経営課題に取り組んでまいります。

人材の育成と確保

人材の育成は、企業理念である「誠心誠意 お客様のお役に立つ愛される企業」のもと「自立型人材の育成」を基本方針とし、ソリューションビジネス（問題解決型提案ビジネス）を実施する上で重要な「自立性」を養ってまいります。そのための施策として提案力強化やプロジェクト管理能力向上のための研修を実施し、技術部門についてはスキル認定制度を制定し技術・技能の標準化を進め、さらなる技術・技能レベルの向上を目指します。また、ダイバーシティ推進や、階層別研修の充実、シニア従業員の活性化・意識改革のためのライフプラン研修を継続し、人材育成制度の整備を進めてまいります。

お客様満足度の向上

当社は、お客様に対してより最適なサービスを提供していくことを目指し、定期的にお客様満足度調査を実施しております。また、その結果は各部門で共有され、一層のサービス向上とお客様視点に立った販売活動に反映していくよう取り組んでおります。

新技術・新分野へのチャレンジ

5G、sXGP、クラウドPBXなどの次世代技術へ積極的にチャレンジし、安心で持続可能な成長社会に貢献するとともに、ユーザー視点に立ったサービスの開発（デザイン思考）を取り入れ、IT技術の活用によりビジネスモデルを変革するDXなど、お客様のお役に立つ業務コンサルティングから製品・サービスの新規企画・先進モデルの提案を進めてまいります。

プロジェクトマネジメント管理の強化・徹底

プロジェクトの円滑な推進については、プロジェクトマネージャーの育成を推進し、スキル強化を図るとともに、要件定義フェーズでの合目的性を追求し設計品質を高めていくことなど、企画から開発・運用までリスクマネジメントの徹底を図ってまいります。また、アシュアランスチームによる進捗管理の徹底を図り仕損撲滅に努め、収益性の向上を図ってまいります。

内部統制の強化

「財務報告に係る内部統制報告制度」に的確に対応するため、業務手続の有効性や実効性を自らがチェックする内部監査機能の充実に努めるとともに、全役職員一同全力を尽くし法令遵守の徹底に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の事業活動への影響が懸念される中で、当社は、お客様、全役職員とその家族の安全と健康を第一に考え、時差出勤やテレワークの実施、オンライン会議の活用等により、感染拡大防止と事業の継続を両立させ、変化を続ける社会に柔軟に対応してまいります。

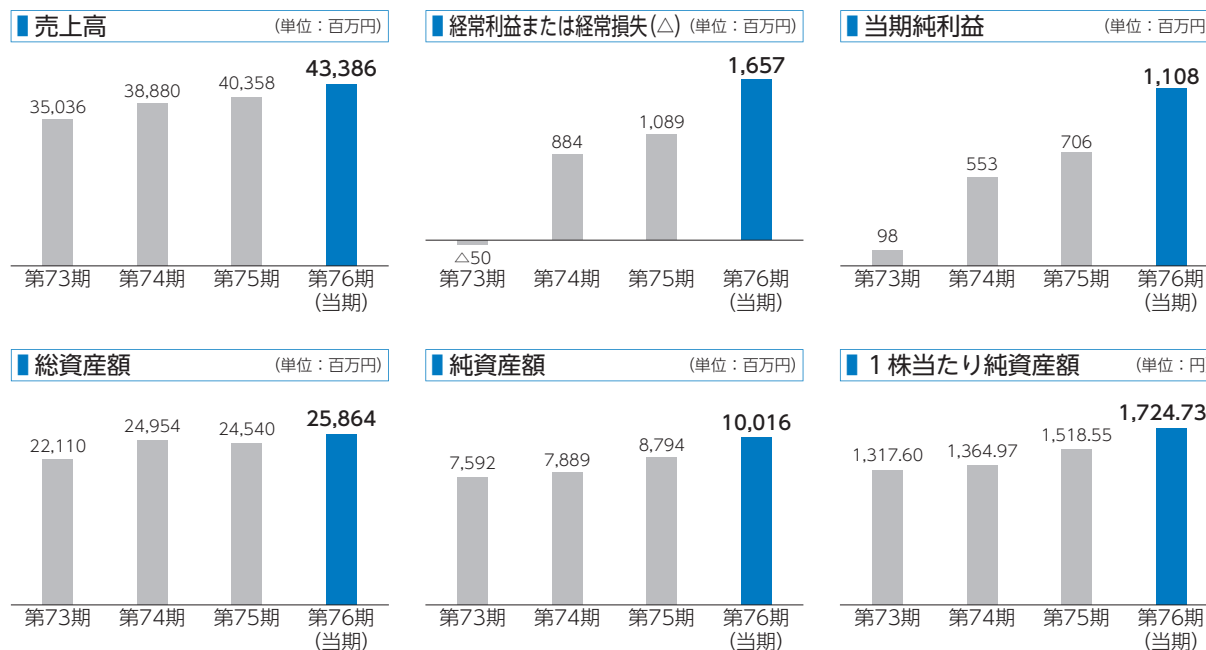
以上の課題を確実に推進するとともに、経営全般にわたる各種改善施策の推進により、全力で取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

項 目	期 別	第73期 (2018年9月期)	第74期 (2019年9月期)	第75期 (2020年9月期)	第76期(当期) (2021年9月期)
受 注 高 (百万円)		37,009	39,852	43,341	40,080
売 上 高 (百万円)		35,036	38,880	40,358	43,386
経 常 利 益 また は 経 常 損 失 (△) (百万円)		△50	884	1,089	1,657
当 期 純 利 益 (百万円)		98	553	706	1,108
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		17.07	95.86	122.03	191.00
総 資 産 額 (百万円)		22,110	24,954	24,540	25,864
純 資 産 額 (百万円)		7,592	7,889	8,794	10,016
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)		1,317.60	1,364.97	1,518.55	1,724.73

(注) 2020年4月1日付および2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、2018年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり情報を算定しております。



(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、情報通信機器・オフィス機器の販売施工、システムソフト開発およびこれらに関連するサポートサービスを主として行っております。

(8) 主要な事業所

本 社：東京都中央区築地五丁目4番18号

支 店：関西（大阪）、東北（仙台）、中国（広島）、中部（名古屋）、九州（福岡）、北海道（札幌）、
関東（横浜）、四国（高松）

(9) 従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
946名（7名減）	44.6歳	21.5年

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	300 百万円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,480,490株
(自己株式419,240株を含む)
- (3) 株 主 数 1,770名
- (4) 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
扶 桑 電 通 従 業 員 持 株 会	564,318 ^株	18.43 [%]
滝 内 裕 子	160,086	5.22
太 田 雅 子	158,200	5.16
株式会社日本カストディ銀行 (信 託 E □)	157,500	5.14
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	139,506	4.55
吉 田 稔	105,200	3.43
H T ホールディングス株式会社	62,000	2.02
UNEARTH INTERNATIONAL LIMITED	40,500	1.32
加 藤 盛 三	31,000	1.01
大 平 昭 夫	30,000	0.97
山 崎 栄 子	30,000	0.97

- (注) 1. 当社は、自己株式419,240株を所有しておりますが、上記の大株主に含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式419,240株を控除して計算しております。なお、当該自己株式には「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する当社株式157,500株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	5,900株	3名

(注) 上記は、譲渡制限付株式報酬であります。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年8月12日開催の取締役会決議に基づき、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は24,000,000株となり、発行済株式の総数は6,960,980株となっております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	有 富 英 治	
取 締 役 専務執行役員	大 西 正 純	ビジネス統轄本部長
取 締 役 常務執行役員	仲 羊 一	管理本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	長 縄 朋 哉	
取 締 役 (監査等委員)	泉 澤 大 介	公認会計士 ケル株式会社取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	苫 米 地 邦 男	税理士 工藤建設株式会社監査役 株式会社N I P P O監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 泉澤大介および苫米地邦男の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 泉澤大介氏の兼職先であるケル株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
3. 取締役 (監査等委員) 苫米地邦男氏の兼職先である工藤建設株式会社および株式会社N I P P Oと当社との間には、特別な関係はありません。
4. 当社は、取締役 (監査等委員) 泉澤大介および苫米地邦男の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役 (監査等委員) 泉澤大介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役 (監査等委員) 苫米地邦男氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、監査等委員会の情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
8. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役を兼任しない執行役員は、次のとおりであります。
- 執 行 役 員 北 拓 兒、池田昌和、山田 均、奥田洋久、百瀬貴弘、村上耕史、三輪 薫、村上孝弘、中出芳裕、兼松良一、上地浩夫、大本秀樹、小坂井康裕、西 祥司、尾崎圭吾

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）が約1割負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬と非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、固定給部分と各期の業績および各取締役の貢献度を考慮した報酬として総合的に勘案し決定するものとする。なお、特定の財務諸表に連動する形とはしていないため業績連動給与としての開示および会計処理・税務処理は行わないこととする。

ハ. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社にお

ける各割り当て対象者の貢献度等諸般の事項等を総合的に勘案の上、算出された株式を非金銭報酬等として毎年一定の時期に割り当てる。

二. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討・審議を行う。取締役会（ホ. の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、事前に指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で個人別の割当株式数を決議する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬は、2016年12月20日開催の第71期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名であります。また、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の当該金銭報酬とは別枠で、2017年12月21日開催の第72期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額60百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、譲渡制限付株式の総数55,000株（なお、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、譲渡制限付株式の総数を110,000株に調整しております。）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は5名であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬は、2016年12月20日開催の第71期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の決議に基づき代表取締役社長社長執行役員有富英治に取締役の個人別の報酬等の内容（基本報酬の額）の決定を委任しております。委任の理由は、各取締役の職責や当社全体の業績等を総合的に勘案し決定するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定に当たっては、事前に指名・報酬委員会において個人別の報酬原案を諮問し答申を得ており、報酬水準の妥当性や決定方針への適合性について確認しております。

④取締役の報酬等の総額等に関する事項

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	千円 118,775	千円 106,488	千円 12,287	名 4
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	32,366 (11,931)	32,366 (11,931)	— (—)	4 (2)
合 計 （うち社外取締役）	151,141 (11,931)	138,854 (11,931)	12,287 (—)	8 (2)

- (注) 1. 報酬等の総額および対象となる役員の員数には、2020年12月18日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名および取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
2. 非金銭報酬等の額には、取締役（監査等委員を除く）4名に対する譲渡制限付株式報酬の当期に係る費用計上額を記載しております。
3. 当社は、2010年12月21日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。
4. 上記報酬等の総額のほか、2020年12月18日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名に対して、役員退職慰労金として22,849千円を支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額8,237千円が含まれております。
5. 非金銭報酬等として、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として譲渡制限付株式報酬を支給しております。当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間を30年間とし、当社取締役会が正当と認める理由により譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除するものであります。なお、譲渡制限期間が満了する前に当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社の取締役を退任した場合は、当社が無償取得するものとしております。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 （監査等委員）	泉 澤 大 介	当期開催の取締役会13回の全てに、当期開催の監査等委員会7回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要発言を行っております。また指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場から提言等を行いました。
取締役 （監査等委員）	苫米地 邦 男	当期開催の取締役会13回の全てに、当期開催の監査等委員会7回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から議案審議等に必要発言を行っております。また指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場から提言等を行いました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額

39,500千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

43,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額で記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・要員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、その旨および解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令・社会規範を厳格に遵守し正しい倫理観に則した行動により社会的責任を果たすため、「企業倫理憲章・行動規範」を制定し、役職者が率先垂範するとともに、経営トップが先頭に立ちコンプライアンス推進に取り組む。

法令・定款等に違反する行為が使用人が発見した場合の通報者の保護を含む内部通報制度を構築する。万一法令・定款等に抵触する事態が発生した場合には、取締役で構成するコンプライアンス委員会がその解決にあたる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書について（以下、職務執行情報という。）の取り扱い、当該担当取締役が所管し、文書管理規程およびそれに関連する業務マニュアルに従い適切に保存および管理を行う。取締役はこの職務執行情報を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、品質維持、災害事故防止、情報セキュリティ、環境保全に係るリスクについては、諸規程ならびにガイドラインを策定整備し、これらに基づき管理者を配置して損失の危険を防止する。新たに発生したリスクについては速やかに対応責任者を定め対応に万全を期す。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役はその職務執行において、定款、取締役会規程、経営会議規程および職務権限規程に基づき付議基準に該当する事項については取締役会、経営会議に付議することを遵守する。
- ② 経営方針については、毎年策定される年度事業計画および中期経営計画に基づき各部門において目標達成のために活動することとする。また、事業計画が当初の目標どおりに進捗しているか事業報告を通じ定期的に検証する。
- ③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、職務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、職位者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会が監査の実効性を高め監査職務を円滑に遂行するための補助者を置くことを求めた場合には、補助者を1名以上配置することとする。

(6) 前号の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査職務の補助者の独立性および実効性を確保するため、当該補助者は当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価等は監査等委員会の意見を聴取するものとする。

監査職務の補助者の任命、異動は監査等委員会の同意を得るものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員会規程、監査等委員会監査等規程の定めるところに従い、監査等委員会の監査に必要な報告および情報提供を行うこととし、その主なものは、次のとおりとする。

- ・内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ・内部監査部門の活動状況
- ・重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用および通報の内容
- ・稟議書、会議議事録、その他監査等委員会から要求された書類、電磁的媒体情報

(8) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に周知徹底する。

(9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用および債務ならびにそれらの処理については、当該費用が当該監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識を深める。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員会規程、監査等委員会監査等規程の定めるところに従い、上記以外についても、監査等委員会監査の実効性を確保するために努力するものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の当事業年度における実施状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役会を13回開催し、法令および定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令および定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議をいたしました。
- (2) 監査等委員会を7回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査・監督、法令および定款等への遵守について監査いたしました。
- (3) 取締役で構成するコンプライアンス委員会を6回開催し、体制の整備、法令・定款・社会規範の遵守、従業員の教育に努め、コンプライアンスの徹底に取り組んでおります。
- (4) 業務の有効性および実効性、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、内部統制の基本的枠組みに準拠して策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち、開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題と位置付け、経営基盤の強化と今後の事業展開に必要な内部留保の充実を勘案した上で、業績に応じた利益還元と安定的な配当を継続的に実施することを基本方針としております。

- (1) 業績に応じた利益還元として配当性向35%程度を目安に配当を実施してまいります。
安定的な配当である普通配当を1株当たり40円（中間配当20円、期末配当20円）とし、上記の配当性向を目処に計算した配当が40円を上回る場合は、その差を業績連動配当として期末に特別配当の実施をいたします。
- (2) 予期せぬ急激な業績の悪化や自然災害等により、通常の業務運営が困難となった場合を除き、1株当たりの配当は年40円を下回らないものといたします。

この方針に基づき当期の期末配当につきましては、2021年11月5日開催の取締役会において、1株当たり20円に業績連動配当として特別配当を94円増配し、114円（普通配当20円、特別配当94円）とすることとし、効力発生日を2021年12月20日とすることを決議いたしました。なお、中間配当金20円を含めまして、年間配当金は134円とさせていただきます。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

計算書類

貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	18,135,917
現金及び預金	6,412,328
受取手形	200,675
売掛金	5,917,145
有価証券	2,700,000
商品	438
仕掛品	2,186,933
前払費用	306,874
未収入金	16,203
リース投資資産	397,784
その他	15,340
貸倒引当金	△17,804
固定資産	7,728,572
有形固定資産	742,167
建物構築物	349,440
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	204,002
土地	188,725
無形固定資産	128,171
ソフトウェア	95,110
ソフトウェア仮勘定	10,213
電話加入権	22,131
その他	715
投資その他の資産	6,858,233
投資有価証券	4,837,227
関係会社株式	13,080
繰延税金資産	933,257
リース投資資産	674,768
差入保証金	347,688
破産更生債権等	17,173
その他	52,212
貸倒引当金	△17,173
資産合計	25,864,490

科目	金額
負債の部	
流動負債	11,374,450
買掛金	6,932,756
1年内返済予定の長期借入金	300,000
未払金	373,160
未払法人税等	408,908
未払消費税等	201,134
未払費用	456,683
前受金	1,372,549
賞与引当金	839,893
リース債務	371,043
その他	118,320
固定負債	4,473,623
長期末払金	354,626
退職給付引当金	3,291,497
株式給付引当金	151,055
リース債務	674,443
その他	2,000
負債合計	15,848,073
純資産の部	
株主資本	8,594,064
資本金	1,083,500
資本剰余金	1,198,535
資本準備金	1,076,468
その他資本剰余金	122,066
利益剰余金	6,894,721
利益準備金	165,867
その他利益剰余金	6,728,854
別途積立金	3,042,243
繰越利益剰余金	3,686,610
自己株式	△582,692
評価・換算差額等	1,422,352
その他有価証券評価差額金	1,422,352
純資産合計	10,016,417
負債・純資産合計	25,864,490

損益計算書 (2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		43,386,754
売上原価		35,822,202
売上総利益		7,564,551
販売費及び一般管理費		6,042,628
営業利益		1,521,923
営業外収益		
受取利息及び配当金	90,864	
受取賃貸料	960	
仕入割引	4,053	
貸倒引当金戻入益	2,730	
その他	43,955	142,564
営業外費用		
支払利息	3,214	
その他	3,685	6,900
経常利益		1,657,587
特別利益		
投資有価証券売却益	3,443	
ゴルフ会員権売却益	3,500	6,943
特別損失		
投資有価証券評価損	2,064	2,064
税引前当期純利益		1,662,467
法人税、住民税及び事業税		525,158
法人税等調整額		29,276
当期純利益		1,108,032

株主資本等変動計算書 (2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金	
2020年10月1日残高	1,083,500	1,076,468	114,307	165,867	3,042,243	2,841,480
当期中の変動額						
剰余金の配当						△262,902
当期純利益						1,108,032
自己株式の取得						
自己株式の処分			7,759			
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						
当期中の変動額合計	—	—	7,759	—	—	845,130
2021年9月30日残高	1,083,500	1,076,468	122,066	165,867	3,042,243	3,686,610

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2020年10月1日残高	△590,495	7,733,371	1,061,079	8,794,451
当期中の変動額				
剰余金の配当		△262,902		△262,902
当期純利益		1,108,032		1,108,032
自己株式の取得	△796	△796		△796
自己株式の処分	8,599	16,358		16,358
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			361,273	361,273
当期中の変動額合計	7,802	860,692	361,273	1,221,965
2021年9月30日残高	△582,692	8,594,064	1,422,352	10,016,417

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 満期保有目的の債券：原価法

ロ 関連会社株式：移動平均法による原価法

ハ その他有価証券

時価のあるもの：期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ 商品：先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ロ 仕掛品：個別法（オーダ毎）による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

イ デリバティブ：時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法）

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物構築物 3～50年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～20年

② ソフトウェア（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェア：利用可能期間（5年）に基づく定額法

市場販売目的のソフトウェア：見込販売量を基準として販売数量に応じた割合に基づく償却額と、販売可能期間（3年）に基づく償却額のいずれか多い金額をもって償却する方法によっております。

③ リース資産

：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 : 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 : 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 受注損失引当金 : 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- ⑤ 株式給付引当金 : 従業員の株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

工事契約等に係る収益の認識基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準を適用し、その他の場合については工事完成基準（検収基準）を適用しております。なお、工事進行基準を適用する場合の当事業年度末における進捗度の見積もりは、原価比例法を用いております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法 : 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段 : 金利スワップ
 - ヘッジ対象 : 借入金利息
- ③ヘッジ方針 : 当社の内部管理規程に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ヘッジの有効性評価の方法 : ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を四半期ごとに比較し、両者の間に高い相関関係があることを確認して、有効性の評価方法としております。
ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

受注損失引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

科目	金額
受注損失引当金	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。各契約の特性に応じて個別に判断を行う必要があることから不確実性があり、実際に発生する原価が見積りと異なった場合に翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報に関する注記

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプランとして、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員の勤続に対してポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当事業年度末223,994千円、157,500株であります。なお、当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数は当該株式分割前の株式数で記載しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,459,689千円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	159千円
短期金銭債務	35,896千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	1,144千円
仕入高	97,853千円
営業取引以外の取引高	300千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数及び自己株式の数

発行済株式総数（自己株式を含む）：普通株式 3,480,490株
自己株式の数：普通株式 576,740株

- (注) 1. 自己株式の数には、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式157,500株が含まれております。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、株式数は当該株式分割前の株式数で記載しております。

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	201,674千円	66円	2020年9月30日	2020年12月21日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	61,228千円	20円	2021年3月31日	2021年6月7日

- (注) 1. 2020年11月6日取締役会決議による1株当たり配当額には、特別配当46円を含んでおります。
2. 2020年11月6日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金10,560千円が含まれております。
3. 2021年5月14日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金3,166千円が含まれております。

(3) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年11月5日開催の取締役会において、次のとおり決議をいたしました。

・普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	348,982千円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	114円
④基準日	2021年9月30日
⑤効力発生日	2021年12月20日

- (注) 1. 1株当たり配当額には、特別配当94円を含んでおります。
2. 2021年11月5日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金17,955千円が含まれております。
3. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額については、基準日が2021年9月30日であるため、当該株式分割前の額を記載しております。

8. 退職給付に関する注記

〔採用している退職給付制度の概要〕

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

〔確定給付制度〕

(1) 退職給付債務に関する事項 千円

①退職給付債務	△6,085,182
②年金資産	3,064,401
③未積立退職給付債務	△3,020,781
④未認識数理計算上の差異	△288,825
⑤未認識過去勤務費用	18,109
⑥退職給付引当金	△3,291,497

(2) 退職給付費用に関する事項 千円

①勤務費用	238,046
②利息費用	—
③期待運用収益	△10,619
④数理計算上の差異の費用処理額	6,538
⑤過去勤務費用の費用処理額	△1,103
⑥臨時に支払った割増退職金等	—
⑦退職給付費用	232,861

(3) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- ①退職給付見込額の期間配分方法：給付算定式基準
- ②割引率 0.0%
- ③長期期待運用収益率 0.38%
- ④予想昇給率 5.1%
- ⑤数理計算上の差異の処理年数 12年
(各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。)
- ⑥過去勤務費用の額の処理年数 12年
(発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理しております。)

〔確定拠出制度〕

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度121,288千円であります。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	千円
貸倒引当金	10,710
賞与引当金	257,175
未払社会保険料	40,890
未払金（確定拠出年金未移換分）	157,204
退職給付引当金	1,007,856
投資有価証券評価損	8,108
その他	102,609
繰延税金資産小計	1,584,556
評価性引当額	△23,561
繰延税金資産合計	1,560,995

繰延税金負債	千円
その他有価証券評価差額金	627,737
繰延税金負債合計	627,737
繰延税金資産純額	933,257

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

	%
法定実効税率	30.6
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割	3.0
評価性引当額	△0.2
その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.4

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入により調達しております。受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理マニュアルに沿ってリスク低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は主に株式、投資信託であり、上場株式等については四半期毎に時価の把握を行っております。

買掛金などの流動負債は、その決済時において流動リスクに晒されますが、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	6,412,328	6,412,328	—
(2) 受取手形 (*2)	200,113	200,113	—
(3) 売掛金 (*2)	5,899,936	5,899,936	—
(4) 未収入金 (*2)	16,196	16,196	—
(5) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,300,000	1,300,000	—
その他有価証券	6,181,947	6,181,947	—
(6) リース投資資産	1,072,552	1,071,457	△1,095
(7) 差入保証金 (*3)	315,926	313,694	△2,231
(8) 買掛金	(6,932,756)	(6,932,756)	—
(9) 1年内返済予定の長期借入金	(300,000)	(300,000)	—
(10) 未払金	(373,160)	(373,160)	—
(11) 未払法人税等	(408,908)	(408,908)	—
(12) リース債務	(1,045,487)	(1,044,449)	△1,037
(13) 長期未払金	(354,626)	(355,825)	1,198
(14) デリバティブ取引	—	—	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(*2) 受取手形、売掛金、未収入金については、貸倒引当金を控除した額で示しております。

(*3) 貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額31,761千円であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、並びに (4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託または債券は取引所の価格または取引金融機関から提供された価格によっております。

(6) リース投資資産、並びに (12) リース債務

これらの時価については、未経過リース料の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 差入保証金

時価については、その将来のキャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 買掛金、(9) 1年内返済予定の長期借入金、(10) 未払金、並びに (11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(13) 長期未払金

将来の支払予定額を、国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(14) デリバティブ取引

金利スワップは特例処理を適用しており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額55,280千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

関係会社株式（貸借対照表計上額13,080千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「金融商品の時価等に関する事項」には記載しておりません。

11. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,724円73銭

1 株当たり当期純利益金額 191円00銭

(注) 1. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めており、また1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該信託口が保有する当社株式の期末株式数は当事業年度315,000株（株式分割後）であり、期中平均株式数は当事業年度317,369株（株式分割後）であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年8月12日開催の取締役会において、株式分割および定款の一部変更を行うことについて決議いたしました。

(1) 株式分割について

① 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

② 株式分割の概要

イ 分割の方法

2021年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割しております。

ロ 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	3,480,490株
今回の分割により増加する株式数	3,480,490株
株式分割後の発行済株式総数	6,960,980株
株式分割後の発行可能株式総数	24,000,000株

③ 株式分割の日程

基準日公告日	2021年9月14日
基準日	2021年9月30日
効力発生日	2021年10月1日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「11. 1株当たり情報に関する注記」において、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり情報を算定しております。

(2) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2021年10月1日付で当社定款第6条の発行可能株式総数を変更しております。

② 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,200</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,400</u> 万株とする。

③ 定款変更の日程

取締役会決議日	2021年8月12日
効力発生日	2021年10月1日

13. その他

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年11月10日

扶桑電通株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 武井 雄次 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤 元 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、扶桑電通株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会規程に準拠して、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月11日

扶桑電通株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 長 縄 朋 哉 ㊟

監 査 等 委 員 泉 澤 大 介 ㊟

監 査 等 委 員 苫 米 地 邦 男 ㊟

(注) 監査等委員の泉澤大介及び苫米地邦男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

(ご参考) 株主優待制度のご案内

当社は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、より多くの株主様に当社株式を中長期にわたり継続して保有していただくことを主な目的として、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された100株（1単元）以上保有の株主様を対象に、株主優待制度を実施しております。

(1) 株主優待の内容

保有株式数	優待内容
100株以上1,000株未満	クオ・カード 1,000円分
1,000株以上	クオ・カード 3,000円分

(2) 贈呈の時期

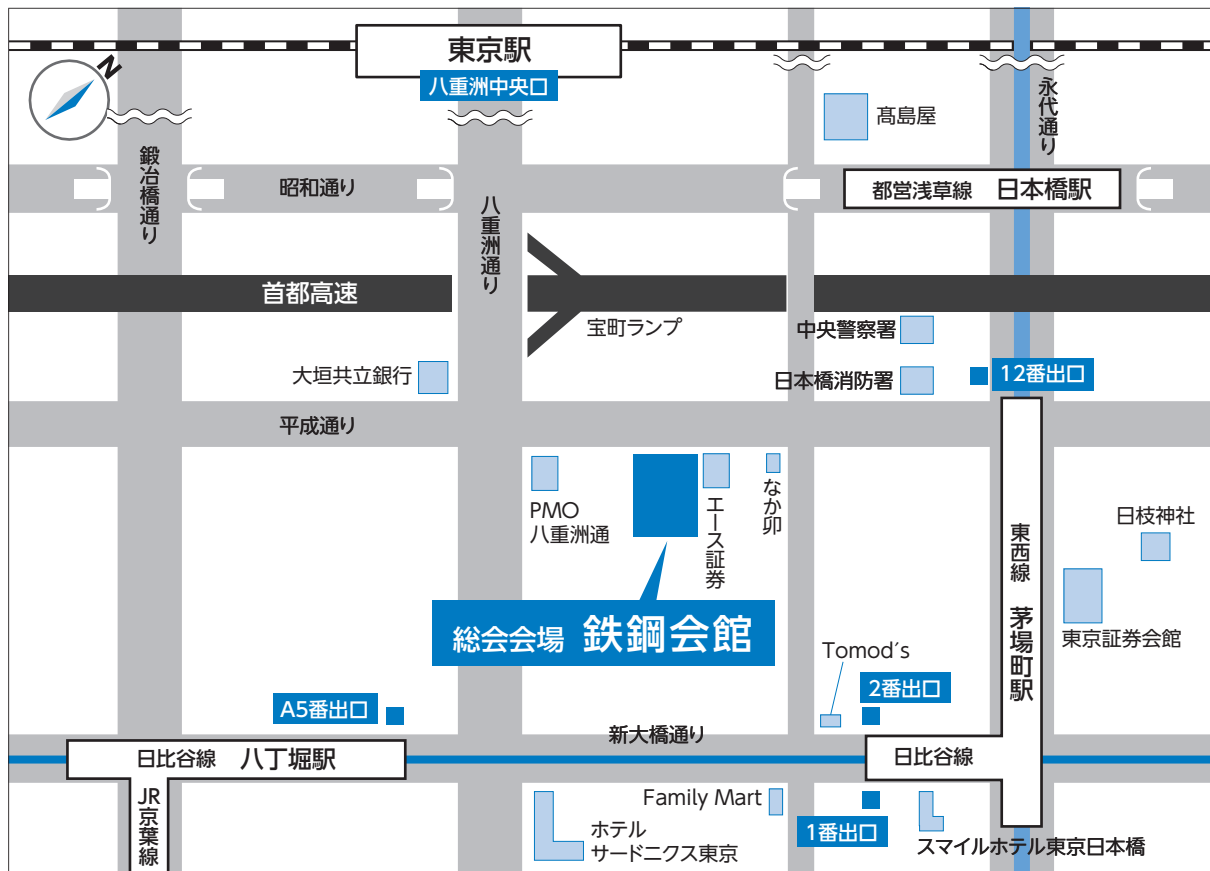
毎年1回、12月下旬頃に株主様宛の発送を予定しております。

株主総会会場 ご案内図

会場

鉄鋼会館 8階会議室

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 TEL 03-3669-4855



交通

地下鉄東西線	「茅場町駅」12番出口 (日本橋消防署方面)	徒歩約5分
地下鉄日比谷線	「茅場町駅」1番または2番出口 (八丁堀方面)	徒歩約5分
地下鉄日比谷線	「八丁堀駅」A5番出口 (八丁堀交差点方面)	徒歩約5分
J R	「東京駅」八重洲口	徒歩約15分

お知らせ 誠に申し訳ございませんが、会場には駐車場がございませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。